

## 岩手県立盛岡工業高等学校定時制スクールバス運行業務委託契約書(案)

岩手県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、岩手県立盛岡工業高等学校定時制スクールバス運行業務委託について、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、岩手県立盛岡工業高等学校定時制スクールバス運行業務について、本契約書及び岩手県立盛岡工業高等学校定時制スクールバス運行業務委託仕様書に従い、誠実かつ確実に履行しなければならない。

第2 委託契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第3 委託料は業務1日につき〇〇〇〇〇〇円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇円)とする。

2 委託料は、1か月ごとに支払うものとする。

ただし、支払金額は、前項の委託料に当該月の運行日数を乗じて得た金額とする。

第4 契約保証金は、〇〇〇〇〇〇〇円とする。

第5 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第6 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払いによる弁済の効力は、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

第7 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第8 乙は、委託業務が完了した場合は、岩手県立盛岡工業高等学校定時制スクールバス運行業務委託実績報告書(様式2)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に実績報告書を審査し、必要に応じて実地検査を行うことにより、委託業務の実施の状況が、契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第9 甲は、第8第2項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合に準用する。

第10 乙は、第8条第2項（第9第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場合は、岩手県立盛岡工業高等学校定時制スクールバス運行業務委託料請求書（様式1）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により岩手県立盛岡工業高等学校定時制スクールバス運行業務委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

第11 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第12 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約料につき年〇パーセント（※注1）の割合で計算した違約金を徴収することがある。

第13 甲は、自己の責に帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合には、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき、年〇パーセント（※注2）の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第14 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第15 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第5若しくは第8第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第16 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払いを受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契

約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第17 第15又は第16の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があつた後においても適用するものとする。

第18 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第19 乙は、第15又は第16の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第20 乙は、第19の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年〇パーセント(※注2)の割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第21 スクールバスの運行業務中における交通事故については、自動車損害賠償保障法(昭和30年7月29日法律第97号)に基づき、乙が直接被害者に賠償の責任を負うものとする。ただし、同法第3条ただし書の免責要件を満たした場合には、この限りで

はないものとする。

第22 乙は、スクールバスの運行業務中に車両が故障等により運行不能となった場合は、速やかに代車を確保するものとする。

第23 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

第24 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和12年3月31日まで保存するものとする。

第25 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 岩手県  
契約担当者  
岩手県立盛岡工業高等学校  
校長 ○○○○

乙 ○○○○○○○○  
○○○○○ ○○○○○  
○○○○○ ○○○○

**※注1** 令和8年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

**※注2** 令和8年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。